

## 障害のある方に対する減免のお知らせ (自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割)

兵庫県では、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（障害等について一定の要件があります）の日常生活にとって不可欠な生活手段となっている自動車について、自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免を実施しています。

### 減免申請をする前に、必ず 県税事務所 に確認を!!

障害者手帳等の発行元（県・市役所・町役場の福祉部局等）では、自動車税の減免対象となるかどうかの最終的な判断はできません。

また、手帳が交付されても、自動車の運転・所有形態や取得時期により、減免対象にならない場合や、すぐに申請いただけない場合があります。

**申請前には必ず、減免対象であるかどうか、申請時期がいつであるかなどを、管轄の県税事務所（8ページ参照）にお問い合わせください!**



## I 減免の対象となる自動車

障害のある方（以下「障害者」という。）の移動手段としてもっぱら継続的に使用される次に掲げる自動車が対象となります。なお、減免できる自動車は障害者1人に対して1台（構造上身体障害者等の利用にもっぱら供するためのものと認められる自動車、軽自動車、二輪車を含む）までで、運転者が重複しない場合に限りです。

- 1 障害者またはその方の親族で生計を一にする方が取得又は所有し、運転する自動車
- 2 障害者のみの世帯の方が取得または所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車

※ 兵庫県パートナーシップ制度または他の地方公共団体の同等制度により証明を受けたパートナーシップ関係の方も減免の対象となる場合があります。詳しくは管轄の県税事務所（8ページ参照）にお問い合わせください。

### ※減免対象外の自動車

- ・兵庫県が今年度分の自動車税種別割を減免申請者に対して課税していない自動車（今年度の4月1日以降に県外転入した自動車又は移転登録した自動車など。減免申請者に対する翌年度課税分から減免対象。）、又は自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割が課税されない自動車（非課税又は免税点以下の自動車など）
- ・納税義務者が法人の自動車
- ・上記1・2に該当する自動車のうち、申請時に障害者が入院や福祉施設等に入所している場合（減免申請時の現況によるため、障害者のために過去使用していた場合や、将来において障害者のために使用する予定である状況では、減免することができませんのでご注意ください。）

## II 減免申請の手続き

(※代理の方による申請も可能です)

### 1 自動車税種別割

#### ① 新しく自動車を購入（取得）される場合

申請時期・・・自動車を登録される時（自動車税種別割の納期限後であっても申請することができます。この場合は月割りの減免となります。下記③をご覧ください）

申請場所・・・自動車税審査課（8ページ参照）

※ 年度途中で移転登録により自動車を取得された場合は、その翌年度分から下記②により減免申請の手続きを行ってください。

#### ② 既に所有している自動車について、新たに自動車税種別割の減免を受ける場合又は既に減免を受けている自動車について、減免理由に変更が生じた場合

申請時期・・・4月1日から自動車税種別割の納期限まで

（新たに減免を受ける場合は、申請期限後であっても申請することができます。この場合は月割りの減免となります。下記③をご覧ください）

申請場所・・・登録地を管轄する県税事務所（8ページ参照）



※ 他の都道府県のナンバーから神戸・姫路ナンバーに変更された場合は、その年度は本県での自動車税種別割の納税義務が生じないため、翌年度に減免申請をしてください。

③ 減免申請期限（令和7年度は令和7年6月2日）後に減免申請する場合（身体障害者手帳等の交付を受け減免事由に該当することになった場合や、減免事由に該当していたが減免申請期限までに申請書の提出が無かった場合）

申請時期・・・自動車税種別割の申請期限の翌日から当該年度の2月末日まで随時  
 減免額・・・申請の翌月以後の月数に応じ、年税額の月割相当額（限度額の月割相当額まで）  
 申請場所・・・登録地を管轄する県税事務所（8ページ参照）

※ 減免の申請をできるのは、自動車税種別割の納税義務がある場合に限りです。

2 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

申請時期・・・自動車を登録される時  
 申請場所・・・自動車税審査課及び軽自動車税審査課（8ページ参照）

＜ご注意＞○自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割については、期限後に申請されても減免を受けることはできませんので、必ず自動車を登録される時に減免の申請をしてください。

Ⅲ 減免申請に必要な書類

（※既に所有している自動車について申請される場合は、下記必要書類を提出する際に、減免申請される自動車の登録番号を必ずお伝えください。）

必要書類	運転・所有形態	障害者本人所有			家族所有		
		本人運転	家族運転		常時介護者 運転 ※10	本人または家族運転	
			同居	別居		同居	別居
減免申請書 ※1		○	○	○	○	○	
手帳（原本） ※2・3		○	○	○	○	○	
運転免許証情報確認書類（原本） ※4		○	○	○	○	○	
住民票（原本） ※5			○	○	○	○	
扶養関係確認書類（原本） ※6			○			○	
障害者自身および生計を一にする者全員が当該年度の軽自動車税種別割の減免を受けていないことの証明書 ※7		○	○	○	○	○	
常時介護の申立書 ※8				○			
既に減免を受けていた自動車を移転・抹消登録した場合は、移転・抹消登録が確認できる車検証等の写し（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項） ※9		○	○	○	○	○	

＜ご注意＞自動車の登録を行ってから1カ月以内に自動車税種別割の減免申請をされる場合は、その自動車の自動車検査証記録事項（電子車検証とあわせて交付される書類）を提示してください。

※1 兵庫県のホームページからダウンロード可能です。また、県税事務所等でも配布しています。  
 ※2 複数の手帳の交付を受けている場合（例：身体障害者手帳と療育手帳）は、お持ちの手帳をすべて提示してください。

※3 現在、障害者手帳等の交付申請中である場合は、減免を受けることはできません。

※4 運転免許証情報確認書類とは、運転免許証、免許情報が記録されたマイナンバーカード【マイナ免許証】、マイナ免許証読み取りアプリ画面またはマイナポータル画面の写しをいいます。

※5 所有者、障害者、運転者の住民票（当該年度に発行された3ヶ月以内のもので、続柄の記載があるもの）。

※6 所有者、障害者、運転者のいずれかが別居の場合、源泉徴収票、税申告書の写し、直近の健康保険証情報を確認できるもの（有効期限内の健康保険証、資格確認書、マイナ保険証、マイナポータル画面の写し）等、扶養関係を確認できる書類（民生委員の証明書は不可）。

なお、住民票の世帯が別であっても、同一住所であれば同居とみなしますので、この書類は不要です。

※7 市（区）役所、町役場で発行しています。ただし、障害者手帳等に軽自動車税種別割を減免している旨の表示を行う市町にあっては、この証明書は原則として不要です。

また、申請期限後に申請する場合で、年度当初に軽自動車税種別割の減免を受けており、当該軽自動車を移転・抹消登録を行っている場合は、当該軽自動車の移転・抹消登録がわかる書



類の提出に代えることができます。

※8 常時介護の場合は申立書が必要です（兵庫県のホームページからダウンロード可能です）。

※9 既に減免を受けている自動車を持ち換えて新たな自動車で減免を受けられる場合には、減免申請時に今までの減免車について移転・抹消登録が行われていることが条件となります。

兵庫県で減免を受けていた登録車で、移転・抹消登録から1週間以上経過している場合は、移転・抹消登録が確認できる車検証等の写し（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）は不要です。

※10 常時介護者運転について

①障害者のみの世帯の方が取得又は所有する自動車の対象です。

障害者のみの世帯とは、重度下肢等障害者又は精神障害者（5、6ページの表中、本人所有家族運転・常時介護者運転で対象となっている方）のみで構成されている世帯をいいます。

②障害者のみの世帯である場合、減免申請される障害者の方以外の障害者の方の手帳も提示してください。

③申請には、障害者の世帯全員および常時介護者の住民票（当該年度に発行されて3ヶ月以内のもので、続柄の記載があるもの）が必要です。

## IV 減免する額

### 1 自動車税種別割

#### (1) 限度額

減免を受ける自動車を総排気量が1.5リットルを超え2.0リットル以下の乗用車とみなした場合に課す自動車税種別割額を減免の限度額とします。限度額を超える自動車をお持ちの方は、限度額を超える部分についての自動車税種別割を負担していただくことになります。

#### (2) 減免割合

障害の程度等に応じて1/2減免となる場合があります（5、6ページ参照）。

※留意点 ・ 月割により減免する場合は、限度額の範囲内で月割により算定した額となります。

・ 1/2減免の場合は、限度額の範囲内で算定した税額の1/2となります。

#### ◆ 自動車税種別割の減免限度額表（新車新規登録が令和元年9月30日以前の自動車）

##### (ア) 総排気量が1.5リットル超の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車		
		重課（+15%）	軽課（-50%）	軽課（-75%）
自家用	39,500円	45,400円	20,000円	10,000円
営業用	9,500円	10,900円	5,000円	2,500円

##### (イ) 総排気量が1.0リットル超1.5リットル以下の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車		
		重課（+15%）	軽課（-50%）	軽課（-75%）
自家用	34,500円	39,600円	17,500円	9,000円
営業用	8,500円	9,700円	4,500円	2,500円

##### (ウ) 総排気量が1.0リットル以下の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車		
		重課（+15%）	軽課（-50%）	軽課（-75%）
自家用	29,500円	33,900円	15,000円	7,500円
営業用	7,500円	8,600円	4,000円	2,000円

#### ◆ 自動車税種別割の減免限度額表（新車新規登録が令和元年10月1日以降の自動車）

令和元年10月1日以降に新車新規登録された自家用乗用車の自動車税種別割の税率が引き下げられています。それに伴い、種別割の減免限度額も変更となります。

※営業用は税率変更がありませんので、減免限度額も従来と同額となります。

##### (ア) 総排気量が1.5リットル超の乗用車



	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車	
		軽課（－50%）	軽課（－75%）
自家用	36,000 円	18,000 円	9,000 円
営業用	9,500 円	5,000 円	2,500 円

(イ) 総排気量が 1.0 リットル超 1.5 リットル以下の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車	
		軽課（－50%）	軽課（－75%）
自家用	30,500 円	15,500 円	8,000 円
営業用	8,500 円	4,500 円	2,500 円

(ウ) 総排気量が 1.0 リットル以下の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車	
		軽課（－50%）	軽課（－75%）
自家用	25,000 円	12,500 円	6,500 円
営業用	7,500 円	4,000 円	2,000 円

◆ 新車新規登録が令和元年 10 月 1 日以降の自動車で減免限度額を超える場合の自己負担額の増額

令和元年 10 月 1 日以降に新車新規登録された自家用乗用車は自動車税種別割の税率が引き下げられています。ただし、区分毎に引き下げられている税率が異なることから、減免限度額を超える自動車の場合、新車新規登録が令和元年 9 月 30 日以前の自動車と比べ、同じ排気量の自動車に買い換え等を行った場合でも自己負担額が増額となります。

また、自家用車のうち、乗用車以外は、税率変更はありませんが、減免限度額が引き下げられていることから、自己負担額が増額となっています。

【参考例示】全額減免（減免限度額まで）の場合の自己負担額 (単位：円)

区分 (自家用乗用車)	新車新規登録令和元年 9 月以前			新車新規登録令和元年 10 月以降			自己 負担額 の増額
	税額	減免 上限額	自己 負担額	税額	減免 上限額	自己 負担額	
2000cc 超～2500cc 以下	45,000	39,500	5,500	43,500	36,000	7,500	2,000
2500cc 超～3000cc 以下	51,000	39,500	11,500	50,000	36,000	14,000	2,500
3000cc 超～3500cc 以下	58,000	39,500	18,500	57,000	36,000	21,000	2,500
3500cc 超～4000cc 以下	66,500	39,500	27,000	65,500	36,000	29,500	2,500
4000cc 超～4500cc 以下	76,500	39,500	37,000	75,500	36,000	39,500	2,500
4500cc 超～6000cc 以下	88,000	39,500	48,500	87,000	36,000	51,000	2,500
6000cc 超	111,000	39,500	71,500	110,000	36,000	74,000	2,500

2 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

220 万円に当該自動車に課すべき自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の税率（※1）を乗じて得た額を減免の限度額とします。

なお、障害者の利用に供するためまたは障害者が運転するための特別の仕様または装置の変更（※2）を行った場合は、変更に必要な額に 220 万円を加算した額に当該自動車に課すべき自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の税率を乗じて得た額を減免の限度額とします。

ただし、障害の程度に応じて 1/2 減免の対象となる方（5、6 ページ参照）は、上記により算定した税額の 1/2 が限度額となります。

自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の税額が限度額を超える自動車を取得された場合は、限度額を超える自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割をご負担いただきます。

※1 自動車の燃費性能等により税率が異なります。

※2 障害者のための特別の仕様または装置の変更とは、例えば、車いすをご利用の障害者のために、車いすの昇降装置等の設置のために自動車の構造を変更した場合などです。